

【記入例】

不特定多数が出席する国際学会に出席するためにフランスにフィンランド経由で渡航する場合

滋賀医科大学長

Ver5.0(2025.3.1)

本届出様式は研究推進課研究推進係 (hqkenkyu@belle.shiga-med.ac.jp) に提出してください。

様式 1 - 1
研究推進係

海外渡航等届

生物多様性条約、不正競争防止法及び国立大学法人滋賀医科大学安全保障貿易管理規程第9条に基づ

- 1) 診療行為のみの渡航の場合は「なし」にチェックをしてください。ただし、手術器具等診療のために持ち出す物品がある場合は、「あり」にチェックし、詳細をカッコ内に記入してください。
- 2) 不特定多数が出席する学会発表で使用するデータのみを持ち出す場合は、「なし」にチェックしてください。
- 3) 「あり」の場合は、カッコ内にその内容を記入してください。
- 4) 打合せ等で使用しない自分のみが使用する技術データ等をパソコン等に保存して携行する場合は、「なし」にチェックしてください。

届 出 日: 2025年 3月 10日
所 属 長: 滋賀 花子
届 出 者 所 属 ・ 職 名: ○○◇◇講座・助教
届 出 者 氏 名: 大津 次郎 内線・PHS (****)
渡 航 中 の 連 絡 先: ***@**** or 090-****-****

*所属長に内容確認を行う場合があります。

☒ 外国出張	☐ 海外研修旅行	☐ 休職渡航	☐ 兼業	☐ その他
○○学会		携行するパソコンやUSBには必ずパスワードを設定してください。		
○○学会でポスター発表を行い、最新の▲▲に関する研究について、情報収集及び意見交換を行う。				
フランス共和国		本学発着日を記入してください。		
☒ 学内経費 ☐ 先方負担 [国内公的機関・団体、国内企業 (外国企業の国内事業所等を含む)] ☐ 先方負担 [外国政府・外国企業等より直接受領] ☐ 私費 * 兼業が含まれる場合は、 <u>学会負担等を含みます。</u>				
費用の出途				
日程		2025年 3月 30日 ~ 2025年 4月 4日		
(1) 物品等の持ち出し又は提供する技術情報等		☒ なし ☐ あり ()		
(2) 物品等の持ち込み又は入手する技術情報等		☒ なし ☐ あり ()		

- 「(1)」及び「(2)」が「なし」の場合は以下の確認は必要ありません。
 → 「(1)」のみが「あり」の場合: 「2. 安全保障貿易管理に関わる事項」へ。
 → 「(2)」のみが「あり」の場合: 「1. 生物多様性条約に関わる確認事項」へ。

1. 生物多様性条約に関わる確認事項

「はい」の場合は、必ず医学研究監理室に連絡してください。

渡航先への生物サンプルや遺伝資源等の持ち出し、又は渡航先から生物サンプルや遺伝資源等の持ち込みを行う予定はありますか?	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒別途手続きが必要です。速やかに医学研究監理室(2896)に連絡してください。
---	---	---

※ 「物品等の持ち出し又は提供する技術情報等」が「なし」の場合は、以下の確認は必要ありません。

2. 安全保障貿易管理

特定の国のみからの大学関係者等が出席する学会や展示会等は含みません。

【1】技術の提供や物品の持ち出しは、不特定多数を対象 (国際学会・会議、展示会、研修等) とするものですか?	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒「3. 不正競争防止法に関わる確認事項」へ。 「いいえ」⇒【2】へ。
【2】提供する技術や持ち出す物品は、全て公知のもの (学会発表論文、教科書、特許出願、カタログ、WEB等で既に公開又は販売されているもの) ですか?	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒「3. 不正競争防止法に関わる確認事項」へ。 「いいえ」⇒【3】へ。
【3】提供する技術や持ち出す物品は、基礎科学分野に属するもの (企業等営利団体との共同研究、技術開発等は除かれます) ですか?	☒ はい ☐ いいえ	「はい」⇒「3. 不正競争防止法に関わる確認事項」へ。 「いいえ」⇒【4】へ。
【4】提供する技術が「外為令別表」第1項~第15項 (*1) のいずれかに該当しますか? 持ち出す物品が「輸出令別表第1」第1項~第15項 (*1) のいずれかに該当しますか?	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。医学研究監理室に連絡してください。 (経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。) 「いいえ」⇒【5】へ。

該当・非該当を確認してください。

自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的手法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものです。医学関係で該当する研究はほとんどありません。

(裏面へ)

該当・非該当を確認してください。

地域等を確認してください。

【5】提供する技術が「外為令別表」第16項（※2）のいずれかに該当しますか？持ち出す物品が「輸出令別表第1」第16項（※2）のいずれかに該当しますか？	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒【6】へ。 「いいえ」⇒「3. 不正競争防止法に関わる確認事項」へ。
【6】訪問国は、「輸出令別表第3」の地域（※3）ですか？	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒「3. 不正競争防止法に関わる確認事項」へ。 「いいえ」⇒【7】へ。
【7】訪問先に、外国ユーザーリスト（※3）に掲載されている組織が含まれますか？	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。医学研究監理室に連絡してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【8】へ。
【8】提供する技術又は持ち出す物品が大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる行為（※4）（※5）に用いられますか？あるいは訪問先は「輸出令別表第3の2」の地域（※3）であって、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられますか？	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。医学研究監理室に連絡してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【9】へ。
【9】訪問国は「輸出令別表第4」の地域（※3）が含まれますか？	☐ はい ☐ いいえ	医学研究監理室に連絡してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。）

用途を確認してください。

3. 不正競争防止法に関わる確認事項

【1】提供する技術情報は、第三者から提供されたものですか？	☐ はい ☐ いいえ
【2】提供する技術情報等は、第三者に提供される予定はありますか？	☐ はい ☐ いいえ
【3】提供する技術情報等について、NDA（秘密保持契約）を締結する必要がありますか？	☐ はい ☐ いいえ
【4】提供する技術等について、特許出願等を行う予定はありますか？	☐ はい ☐ いいえ

※ 公知でない技術情報の取扱いに十分に留意してください。

※ 確認事項に変更が生じた場合は、研究推進課研究推進係（3007）に連絡

* 1 「外為令別表」第1項～第15項、「輸出令別表第1」第1項～第15項に
http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

* 2 「外為令別表」第16項、「輸出令別表第1」第16項について 16. 補
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekin>

* 3 地域分類及び外国ユーザーリスト まるっと滋賀医大研究タブ>その他（研
1：海外渡航（外国出張等）>6）安全保障貿易管理に関する参考資料集>
ユーザーリスト該当国一覧表.pdf
https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRUX2/ID_guest.aspx?did=77036&fn=ユーザーリスト該当国一覧表.pdf

* 4 大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令 別表に掲げる行為
経済産業省安全保障貿易管理 安全保障貿易の概要>キャッチオール規制 中段の手順、フローなどについて
（※4）開発等：開発、製造、使用または貯蔵 （※5）おそれ省令 別表に掲げる行為
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

* 5 経済産業省 補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図
<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf>

NDA（秘密保持契約）担当部署：
研究推進課産学連携係
(hqsangaku@belle.shiga-med.ac.jp 内線：2082)
知的財産関係（特許等）担当部署：
研究戦略推進室産学連携推進部門
(chizai@belle.shiga-med.ac.jp 内線：2936)

研究推進課研究推進係(3007)にメールにて提出してください。：hqkenkyu@belle.shiga-med.ac.jp

本様式のみ提出してください。

起案日： 年 月 日

研究推進課長	課長補佐	研究推進係
医学研究監理室長		

【記入例】

大学との共同研究に関する打合せのためドイツ経由でスイスに渡航する場合

Ver5.0(2025.3.1)

滋賀医科大学長 殿

本届出様式は研究推進課研究推進係 (hqkenkyu@belle.shiga-med.ac.jp) に提出してください。

式1-1
進係]

海外渡航等

- 1) 診療行為のみの渡航の場合は「なし」にチェックしてください。ただし、手術器具等診療のために持ち出す物品がある場合は、「あり」にチェックし、詳細をカッコ内に記入してください。
- 2) 不特定多数が出席する学会発表で使用するデータのみを持ち出す場合は、「なし」にチェックしてください。
- 3) 「あり」の場合は、カッコ内にその内容を記入してください。
- 4) 打合せ等で使用しない自分のみが使用する技術データ等をパソコン等に保存して携行する場合は、「なし」にチェックしてください。

及び国立大学法人滋賀医科大学安全保障貿易管理規程第9条に基づ

届 出 日：2025年 3月 20日
所 属 長：彦根 一郎
届 出 者 所 属 ・ 職 名：▼△■□センター・特任助教
届 出 者 氏 名：高月 みどり 内線・PHS (****)
渡 航 中 の 連 絡 先：***@**** or 090-****-****

*所属長に内容確認を行う場合があります。

☒ 外国出張 ☐ 海外研修旅行 ☐ 休職渡航 ☐ 兼業 ☐ その他

〇〇大学医学部 ● ● 研究室 携行するパソコンやUSBには必ずパスワードを設定してください。

〇〇大学医学部 ● ● 研究室で共同研究に関する打合せを行う。

本学発着日を記入してください。

(学会発表内容、打合せ内容等)

相手先所在国名

スイス連邦

費用の出途

- ☒ 学内経費
☐ 先方負担 [国内公的機関・団体、国内企業 (外国企業の国内事業所等を含む)]
☐ 先方負担 [外国政府・外国企業等より直接受領]
☐ 私費
* 兼業が含まれる場合は、別途承認申請を提出してください。

学会負担等を含みます。

日程

2025年 4月 15日 ~ 2025年 4月 21日

(1) 物品等の持ち出し又は提供する技術情報等

☐ なし ☒ あり (●●に関する××の効果の検討研究に関するデータ)

(2) 物品等の持ち込み又は入手する技術情報等

☒ なし ☐ あり ()

→ 「(1)」及び「(2)」が「なし」の場合は以下の確認は必要ありません。

→ 「(1)」のみが「あり」の場合：「2. 安全保障貿易管理に関わる事項」へ。

→ 「(2)」のみが「あり」の場合：「1. 生物多様性条約に関わる確認事項」へ。

1. 生物多様性条約に関わる確認事項

「はい」の場合は、必ず医学研究監理室に連絡してください。

渡航先への生物サンプルや遺伝資源等の持ち出し、又は渡航先から生物サンプルや遺伝資源等の持ち込みを行う予定はありますか？

☐ はい
☐ いいえ

「はい」⇒別途手続きが必要です。速やかに医学研究監理室(2896)に連絡してください。

※ 「物品等の持ち出し又は提供する技術情報等」が「なし」の場合は、以下の確認は必要ありません。

2. 安全保障貿易管理に関する確認事項

特定の国のみからの大学関係者等が出席する学会や展示会等は含みません。

【1】技術の提供や物品の持ち出しは、不特定多数を対象 (国際学会・会議、展示会、研修等) とするものですか？

☐ はい
☒ いいえ

「はい」⇒「3. 不正競争防止法に関わる確認事項」へ。
「いいえ」⇒【2】へ。

【2】提供する技術や持ち出す物品は、全て公知のもの (学会発表論文、教科書、特許出願、カタログ、WEB等で既に公開又は販売されているもの) ですか？

☐ はい
☒ いいえ

「はい」⇒「3. 不正競争防止法に関わる確認事項」へ。
「いいえ」⇒【3】へ。

【3】提供する技術や持ち出す物品は、基礎科学分野に属するもの (企業等営利団体との共同研究、技術開発等を除かれます) ですか？

☐ はい
☒ いいえ

「はい」⇒「3. 不正競争防止法に関わる確認事項」へ。
「いいえ」⇒【4】へ。

【4】提供する技術が「外為令別表」第1項~第15項 (*1) のいずれかに該当しますか？持ち出す物品が「輸出令別表第1」第1項~第15項 (*1) のいずれかに該当しますか？

☐ はい
☒ いいえ

「はい」⇒回答はここまです。医学研究監理室に連絡してください。(経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。)
「いいえ」⇒【5】へ。

該当・非該当を確認してください。

自然科学の分野における現象に関する原理の究明を主目的とした研究活動であって、理論的又は実験的手法により行うものであり、特定の製品の設計又は製造を目的としないものです。医学関係で該当する研究はほとんどありません。

該当・非該当を確認してください。 地域等を確認してください。 用途を確認してください。	5】提供する技術が「外為令別表」第16項（※2）のいずれかに該当しますか？持ち出す物品が「輸出令別表第1」第16項（※2）のいずれかに該当しますか？	☐ はい ☒ いいえ	「はい」⇒【6】へ。 「いいえ」⇒「3. 不正競争防止法に関わる確認事項」へ。
	6】訪問国は、「輸出令別表第3」の地域（※3）ですか？	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒「3. 不正競争防止法に関わる確認事項」へ。 「いいえ」⇒【7】へ。
	7】訪問先に、外国ユーザーリスト（※3）に掲載されている組織が含まれますか？	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。医学研究監理室に連絡してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【8】へ。
	8】提供する技術又は持ち出す物品が大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令別表に掲げる行為（※4）（※5）に用いられますか？あるいは訪問先は「輸出令別表第3の2」の地域（※3）であって、通常兵器の開発、製造又は使用のために用いられますか？	☐ はい ☐ いいえ	「はい」⇒回答はここまでです。医学研究監理室に連絡してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。） 「いいえ」⇒【9】へ。
	9】訪問国に、「輸出令別表第4」の地域（※3）が含まれますか？	☐ はい ☐ いいえ	医学研究監理室に連絡してください。（経済産業省への取引許可申請を要する場合があります。）

不正競争防止法に関わる確認事項

【1】提供する技術情報は、第三者から提供されたものですか？	☐ はい ☒ いいえ
【2】提供する技術情報等は、第三者に提供される予定はありますか？	☐ はい ☒ いいえ
【3】提供する技術情報等について、NDA（秘密保持契約）を締結する必要がありますか？	☒ はい ☐ いいえ
【4】提供する技術等について、特許出願等を行う予定はありますか？	☐ はい ☒ いいえ

※ 公知でない技術情報の取扱いに十分に留意してください。

※ 確認事項に変更が生じた場合は、研究推進課研究推進係（3007）に連絡してください。

* 6 「外為令別表」第1項～第15項、「輸出令別表第1」第1項～第15項

http://www.meti.go.jp/policy/anpo/matrix_intro.html

* 7 「外為令別表」第16項、「輸出令別表第1」第16項について

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/shyourei-matrix/ekimu-matrix/ekimu-matrix.html>

* 8 地域分類及び外国ユーザーリスト まるっと滋賀医大研究タブ>その他（付

1：海外渡航（外国出張等）>6）安全保障貿易管理に関する参考資料集

ユーザーリスト該当国一覧表.pdf

https://sumsdoc.shiga-med.ac.jp/ASTRUX2/ID_guest.aspx?did=77036&fr

ユーザーリスト該当国一覧表.pdf

* 9 大量破壊兵器等の開発等若しくはおそれ省令 別表に掲げる行為

経済産業省安全保障貿易管理 安全保障貿易の概要>キャッチオール規制 中段の手順、フローなどについて

（※4）開発等：開発、製造、使用または貯蔵 （※5）おそれ省令 別表に掲げる行為

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/anpo03.html>

* 10 経済産業省 補完的輸出規制（キャッチオール規制等）輸出許可申請に係る手続きフロー図

<http://www.meti.go.jp/policy/anpo/kanri/catch-all/frouzu.pdf>NDA（秘密保持契約）担当部署：
研究推進課産学連携係hqsangaku@belle.shiga-med.ac.jp 内線：2082)知的財産関係（特許等）担当部署：
研究戦略推進室産学連携推進部門chizai@belle.shiga-med.ac.jp
内線：2936)研究推進課研究推進係(3007)にメールにて提出してください。：hqkenkyu@belle.shiga-med.ac.jp

本様式のみ提出してください。

起案日： 年 月 日

研究推進課長	課長補佐	研究推進係
医学研究監理室長		